

○地域防犯カメラ設置費等補助事業 説明会での質問一覧表

番号	質問内容	回答
1	犯罪の防止・抑止効果が目的であればダミーカメラでもよいのではないか。	ダミーカメラでは犯罪が発生した際に解決につなげられないこと、また、ダミーカメラであることが周知の事実になってしまった場合に、抑止効果自体がなくなってしまうことも危惧し、ダミーカメラは今回の補助対象から除外しております。
2	防犯カメラシステムの構成はどのようなものか。	設置する防犯カメラのタイプにより、様々なパターンがあると思われませんが、常時監視を行うモニター等の設置は個人情報保護の観点から市としては推奨しておりません。よって、スタンドアロン方式を市としては推奨しますが、別室へのモニター、録画機の設置等を否定するものではありません。補助金の交付決定につきましては、防犯カメラのシステム構成は影響はしません。
3	自治会の負担が大きいと感じるが、なぜ市が設置しないのか。	市が管理する防犯カメラは西那須野駅、黒磯駅に設置されていますが、那須塩原警察署管内における犯罪認知件数は減少傾向にあり、現時点で市による防犯カメラの新規設置は予定しておりません。一方で、市政懇談会等で防犯カメラ設置や補助に対する要望もありましたため、自主防犯の意識啓発、地域の不安解消を目的として補助制度を制定しました。これまで、自主防犯活動を行う団体を対象として、防犯活動に係る消耗品の購入に対する補助制度がありましたが、今回の地域防犯カメラ設置費等補助事業につきましては、そのような自主防犯活動を支援する事業の一つとして御認識いただければと思います。市としましては、防犯カメラを数多く設置することを目的とした事業ではなく、費用負担があったとしても防犯カメラの設置を必要とする自治会を支援するために制定した事業となります。
4	設置後の維持・管理はどのようにすればよいのか。	設置後は、1年に1度は清掃や故障の有無について確認を行っていただきますようお願いいたします。また、落雷等による故障も考えられますので、保険の加入を御検討ください。また、設置の際に保守や定期メンテナンスについても事業者によく御確認を御願いたします。
5	設置後、5年を経ずに機器が故障した場合、同じ場所に再設置は可能か。また補助の対象となるか。	重複した場所への再設置については設置費補助金の対象外となります。故障等に備え、保険加入の検討をお願いいたします。
6	故障による修理や定期メンテナンス費用は補助の対象となるか。	設置費補助金の交付を受けて設置された地域防犯カメラにつきましては、修理費や定期メンテナンス費用は管理費補助金の対象となります。
7	設置後の地域防犯カメラの移設については補助金の対象となるか。	移設については設置費補助金の対象とはなりません。ただし、設置後5年以内の取得財産の変更につきましては、市の承認が必要となりますので、まずは生活課まで御相談ください。
8	カメラと記録装置が一体となっているタイプの防犯カメラを電柱に取り付けた場合、SDデータ等の抜き差しはどのように行うのか。	電柱での作業につきましては、許可を受けた業者が行うこととなります。保守メンテナンスの契約によっては、そのような作業も含まれるものもありますので、設置業者や保守業者等に御確認ください。

○地域防犯カメラ設置費等補助事業 説明会での質問一覧表

番号	質問内容	回答
9	市街化が集中している地域と、自治会員数が減少しており、住宅がまばらにある地域とでは状況が異なる。住宅過疎地をカバーするためには相当の台数が必要となり、それを費用の面からできないと自治会長が判断することは、人の命も関わることで非常に恐ろしいことであると感じる。	自治会負担も小さくないもののため、自治会内において設置が必要な場所などを精査していただき、自治会内における合意の形成をお願いいたします。
10	市が設置している場所以外に、警察が設置している場所についての情報はなにか。	市以外の防犯カメラの設置状況については把握しておりません。ただ、警察との事前協議もありますので、事前相談をいただいた際に警察に確認はできるかと思います。
11	本事業の交付年限満了後についてはどうなるのか？	交付年限は5年間としております。交付年限満了後の取り扱いにつきましては、その効果を踏まえて継続を判断いたします。
12	防犯カメラの耐用年数はどの程度なのか。	最も消耗する録画機で約5年と想定しています。
13	設置するにあたり、一時的にでも設置費用の総額を立て替えることとなると、規模の小さい自治会だと厳しい。支払い時に補助金を工面してもらえるような手立てはないか。	補助金の支払い方法につきましては、事前相談において個別に相談させていただきます。
14	自治会未加入者も多くいる中で、自治会内だけの合意で防犯カメラを設置した場合、未加入者から撤去を求められた場合はどう対応すればよいか。	設置後にトラブルとならないよう、自治会内での合意形成をいただくとともに、個人宅等が撮影範囲に入る場合は承諾をいただきますようお願いいたします。また管理運用規約を作成し、規約に沿った運用を行い、周辺住民の住民の方に理解を徹底することが必要です。 撤去を求められた場合ですが、裁判例（東京地方裁判所：平成26年（ワ）13748号）によりますと、「ある者の容ぼう等はその承諾なく撮影することが不法行為法上違法となるかどうかは、撮影の場所、撮影の範囲、撮影の態様、撮影の目的、撮影の必要性、撮影された画像の管理方法等諸般の事情を総合考慮して、被撮影者の前記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである。」とされており、そのため、撤去を求められた場合に必ず撤去をしなければならぬものでもなく、総合的に判断されるものとなるかと思います。仮に撤去を求められた場合は、まずは生活課まで御相談をいただきますようお願いいたします。
15	防犯カメラのパフレットなどは、日本防犯設備協会に連絡すれば手に入るのか。	栃木県防犯設備協会では、那須塩原市を営業範囲とする業者を紹介していただきました。また、市で把握している業者につきましては情報提供を行えますので生活課まで御連絡をお願いいたします。
16	申請書類を一から作成することは労力がかかるので、申請書類のデータをダウンロードできるようにしてもらいたい。	申請書類につきましては事前相談において紙でお渡しいたします。またHP上でダウンロードできるよう順次準備して参ります。

○地域防犯カメラ設置費等補助事業 説明会での質問一覧表

番号	質問内容	回答
17	自治会内に小学校があるが、別途設置される予定はあるのか？	小学校につきましては、検討はされていく可能性はありますが、敷地外の通学路については現状、設置予定はございません。
18	市の補助を受けずに自治会が独自に設置する場合は、書類の作成や市への報告、市からの指導が必要となるのか。	独自に設置する場合におきましても、個人情報保護のための措置をとっていただく必要がありますので、県のガイドライン等を参考に規約等の作成は必要となります。市への報告等は不要で、市からの指導もありません。
19	補助金の交付年限について、効果の見定めとあるが、こういった視点で行うのか。	現段階で効果測定の方法が決定されているわけではありませんが、犯罪認知件数や設置した自治会へのアンケート等を行っていきたいと考えております。
20	自治会内の総会等で説明する際に、市の担当者が臨席することはできるのか。	まずは事前相談において理解を深めて頂きたいと考えます。現段階で職員が総会等に臨席することは検討しておりません。